

第 1 0 回

民間資金等活用事業推進委員会総合部会

日時：平成18年2月9日（木）

10：00～12：00

場所：三田共用会議所第二特別会議室

事務局 本日の委員会、部会でございますけれども、委員18名のうち12名の出席をいただいております。ちょっと遅れておられます方もいらっしゃいますけれども、ちょうどご出席になるかと思っております。定足数が過半数でございますので、委員会が適法に成立したということをご報告申し上げます。

また、本部会に所属する委員、専門委員につきましては、民間資金等活用事業推進委員会令第4条によりまして、森下委員長より資料1でございますが名簿がございます。そこがございますとおりが指名をいただいておりますということでございます。また部会長につきましては、同じく森下委員長より山内委員がご指名を受けられております。ご報告を申し上げます。

それでは、部会のメンバーにつきまして、部会長、委員、そして専門委員の順にそれぞれ五十音順でございますけれども、ご紹介をさせていただきます。

まず初めに、山内弘隆部会長でございます。

それから、高橋良和委員でございます。

前田博委員でございます。

伊藤陽子専門委員でございます。

尾頭忠専門委員でございます。

川村融専門委員でございます。

中島眞百美専門委員でございます。

それから、中村専門委員につきましてはちょっと遅れておられます。

それから、三井清専門委員でございます。

光多長温専門委員でございます。

美原融専門委員でございます。

宮本和明専門委員でございます。

それから、本日は所用で欠席でございますけれども、このほかの委員のお名前をご紹介いたしますと、碓井光明委員、それから重川希志依委員、浜矩子委員、小幡純子専門委員、土屋雅裕専門委員、三島正春専門委員にご就任をいただいております。

以上、ご報告でございますけれども、以後の議事につきましては山内部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

山内部会長 承知いたしました。部会長の山内でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいところを朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。議事は議事次第に従いまして進行させていただきますが、その前に本部会の議事の公開について確認をさせていただきたいと思います。

会議は原則非公開とさせていただいておりますが、議事内容につきましては民間資金等活用事業推進委員会議事規則の第5条及び第6条の規定によりまして議事概要及び議事録を、これは発言者の名前を出さずに、発言者の名前なしに公表させていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、議事に従って進めますが、1つ目の議事は部会長代理の指名ということになってございます。これは、民間資金等活用事業推進委員会令の第4条第4項ということによりますと、部会長に事故があるときは、部に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理すると、こういうふうになってございますので、恐縮でございますが私の方から部会長代理を指名させていただきたいというふうに思います。

この部会長代理につきましては、前田委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

前田委員 どうもありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

山内部会長 ありがとうございます。それでは、本部会の部会長代理は前田委員ということでよろしく願いいたします。

2つ目の議事に進ませていただきますが、2つ目の議事はPFIの現状についてということでございます。本日この部会が、この部会として立ち上がった初めての部会ということでございますので、現状のPFIをどうなっているのかということをご説明いただいて、これについてご議論いただくということにしたいと思います。

それでは、ご説明の方、よろしく願いいたします。

町田参事官 民間資金等活用事業推進室の参事官の町田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、資料の2に従いまして簡潔にご説明をさせていただきたいと思います。以下、座らせていただきます。

資料の2の方はお手元でございますでしょうか。こういった資料でございます。ございますか。それでは、説明をさせていただきます。

この資料は大きく2つに分かれておりまして、PFIの現況というパートと、それからPFIをめぐる最近の動きということで、そこで一応今後の課題ということを整理させて

いただいております。なお、この資料は11月7日に民間資金等活用事業推進委員会を開催させていただきましたが、その際ご説明をした資料と同じものでございます。

それでは、説明させていただきます。3ページをお開きいただきたいと思います。

まず、PFIの現況ということでございますが、法律が制定されてからほぼ6年が経過をいたしまして、事業数が大きく増大をしております。まず、これは実施方針の公表ベースの数ということでございますが、全体で225という数でございます。

次のページ、4ページを見ていただきますと、全国的に見ますとゼロというところもございますけれども、ほぼ満遍なく大体すべての地方公共団体でそれなりに事業が実施されているところでございます。

それから、5ページでございまして、分野ということで考えてみましても平成11年度は2分野にとどまっていたわけでございますが、これが17年度には53分野に及んでおります。ここ数年で増加した分野の一例を挙げますと、例えば刑務所であるとか大使館であるとか、空港であるとか道の駅であるとか、非常に多岐にわたってございます。

次に6ページでございますけれども、こういった事業数拡大等の背景といたしまして1つは支援措置の拡充ということもあろうかと存じます。まず、税制の特例措置でございますが、これは逐次拡大してまいりまして、平成12年度から16年度の税制改正要望の結果といたしましてコンテナ荷さばき施設、一般廃棄物処理施設、国立大学法人の校舎、こういった分野ごとに特例措置が講じられてまいりました。これは地方税でございます。都市計画税、それから固定資産税、不動産所得税の2分の1課税ということでございますが、これに加えて、平成17年度からこういった分野を限ってということではなくて、公共代替性が強く民間競争のおそれがないものということで分野横断的な特例措置、これも今申し上げた3つの地方税につきまして2分の1の課税特例ということでございますが、これが創設されたところでございます。

それから補助金、これはイコールフットィングというのはPFIの大きな一つの理念でございますけれども、これにつきましてBTO、BOT、それぞれこのような形で各省庁の補助要綱等でPFIもイコールフットィングでやりますというものが増加をしているところでございます。

以上が現況ということでございます。

そこで、そういった現況を踏まえた現在のいろんな動き、さらには課題ということで説明をさせていただきたいと思っております。8ページをお開きいただきたいと思います。

1つは、今申し上げましたとおり、非常に事業の数が制定時以来大きく増加をしているということがございます。それから、それに伴いまして、もちろん6年もたちますと建設の段階から運営の段階に移行してきておるといようなこともございますし、それから、それとあわせて大きく質が変化しつつあるということがあるかと存じます。こういった事業の数の増加ということと、それから質の変化、この2つに分けて少しご説明をさせていただきたいと思えます。

1つは事業の数が増加をしている、それから市場自体が拡大をしているということがございます。事業の数が増加しているということに伴いまして、事例自体が積み重なってきております。当初、ガイドライン等策定した段階ではなかなか見えなかった実際の事業の諸々の課題ということが事例の集積に伴ってみえてまいったということでございます。こういったことを前提にいたしまして地方公共団体、国等の発注者からもさまざまなご要望等がございますし、また民間の事業者等からも諸々ご要望が出てきておるところでございます。

それから、市場の拡大、これはいわゆるマネタリーベースということでございますけれども、非常に大きな金融の調達市場というものが必要になってきておると。それから、先般多摩の病院、それから羽田の空港等についても事業者がおおむね決まったわけでございますけれども、こういった枠組みの中で非常に大きなプロジェクトというものが最近出てきております。そういったことを前提といたしまして、資金調達手法の多様化のきざしということがあるようでございます。

それから、先ほども申し上げましたとおり、運営段階に移行してきているPFI事業というのが、これは当然法施行から6年もたちますので相当数増えてきております。そういったことで運営段階になって、ある意味では非常に顕在化してきておるさまざまな課題というものがございまして、こういったもののがっぴりよつに組んで検討していく必要があるということでございます。

それから、これは一つ大きな新しい動きでございますけれども、例えば病院であるとか刑務所であるとか建設をした後の具体的な運営、こういったもののソフトが非常に重視されるようなプロジェクトが出てきております。こういったものに対してどう対応していくかということも大きな課題ではないかということでございます。

それから、これはPFIの外枠の話でございますけれども、公共事業等々を含めた入札制度の改革の動きということが大きな潮流としてございます。公共工事の品質確保の促進

に関する法律ということで、議員立法で提出され、昨年の4月1日より施行された法律がございますけれどもこういった法律が成立いたしました。こういった流れと遡行する形でPFIにおいても入札制度改革等々を考える必要があるのではないかとということでございます。

それでは、個別に資料に基づいて簡単に敷衍させていただきたいと存じます。

9ページでございますけれども、まずプロジェクト数の増加と、これは先ほどご説明したとおり12月末の現在で225のプロジェクトがございます。

それから、1ページめくっていただきまして10ページ、これは私どもが把握する限りでということでございますが公共の負担額、したがって独立採算性の事業にかかわる費用というものについては省かれておりますけれども、公共が負担をしている額ということでございますけれども、これもこういった形で大きく伸びておるということでございます。大体1兆4,000億円超ということでございます。

それから、先ほど申し上げました事例の集積に伴ったさまざまな課題の顕在化ということでございますが、内閣府の方でVFMの算定、それから評価のあり方について委託調査をさせていただいているところでございますが、そういった枠組みの中で地方公共団体におけるVFM算定の実態というのがある程度見えてまいりました。ガイドラインの理念というものがあるわけでございますが、実際の算定がそれとはかなり乖離しているようにも見えます。またそれから算定の手続等、地方公共団体によってばらつきがあると。また、地方公共団体の皆さんの方からはより実務的な資料を提供してほしいといったような要望があるというようなことでございます。

それから、今度はいわゆる受注者サイド、民間の事業者からのご要望ということでございます。これは、法改正の前の段階でさまざまな要望をさまざまな団体からいただいておりますけれども、一例を挙げますと経団連ということで、こちらの方からはここにございますとおり、特に入札契約等の段階でできるだけ多段階選抜であるとか、入札前協議ということでPFIという手法に則した入札契約の手法ということを検討してほしいといったような要望、それから透明性の確保、それからここにあるような事業期間中の契約の見直しの明示等についてご要望をいただいているところでございます。

それから、12ページに入りまして、先ほど申し上げましたVFMにかかわるさまざまな課題ということ为例示しております。1つは、ここにございますとおり起債金利算定の具体的な根拠ということで、これについてはばらつきがあるということと、それから割引率で

ございますけれども、これも4%としておるものが一応68%ということで、公表されているものの中では過半ということでございますけれども、依然としてばらつきがあるということです。これもガイドラインではリスクフリーレートということで、具体のレートの数値というものは示していないというところに1つは起因するかと考えております。これらは一つの例でございますけれども、事例の集積に伴ってさまざまな課題が出てきておるといってございます。

それから、13ページ以降でございますが、これはPFIの外枠でいろいろと動いております入札契約制度の改革の動きということでございます。先ほどちょっと申し上げましたとおり公共工事の品質確保の促進に関する法律というものが昨年4月1日より施行されております。具体的な内容はお読みいただければと思いますけれども、基本的には公共工事についてはただ単に価格ということだけではなくて、品質を含めて総合的に評価をすべきではないかということが基本的な理念となっている法律でございます。それに伴った諸々の施策等について示しておるものということでございます。

また、発注者の中には、国だけではなくて規模の小さい地方公共団体も多々いらっしゃいますので、こういった地方公共団体の中にはなかなかそういった技術的な見識を持っている方がおられないようなところもあるということで、そういった発注者をサポートする仕組みも明確化されておるといってございます。

14ページでございますが、具体的なスキーム、この2枚は国土交通省の方の資料そのものでございますけれども、公共工事における技術力の評価・活用ということで資料を挿入しております。当然、公共工事でも、例えば植栽をするといったような余り技術力が必要ないようなもの、例えばこういったものについては価格競争でやればいいでしょう。ただ、例えば複雑なトンネル工事であるとか、橋梁の工事であるとか、そういった高度な技術力を必要とするようなものについては段階的に総合評価（簡易型）、総合評価（標準型）、それから総合評価（高度技術提案型）といったような形でやり方を変えていくべきであるというようなお考えだと存じます。

特にご参考としていただきたいのは一番右側のものでございまして、高度な技術力を審査・評価するタイプというものでございます。これについては品格法の中でスキームが示されておりまして、技術提案を求めると、その技術提案を発注者の方といろいろと意見交換等を行ってその改善をして、そしてこの過程を経て予定価格を作成すると。それで実際の入札の手続に入るといったような手続が示されております。こういった手続というのは

今から申し上げます競争的対話方式というものをPFIの枠組みの中で今後検討していく際にもいろいろと参考にすべきかと存じます。

なお、こういった今申し上げたような具体的な手法については、現在国土交通省の方で中央建設業審議会のワーキンググループでご検討をされているものというふうに伺っております。

それからもう一つ、競争的対話方式というものでございます。これは特にPFIにつきましても必ずしも発注者の方に完全なノウハウがあるということではなくて、やはり受注者である民間の方にさまざまノウハウのあるケースが多いと。また、基本的には性能発注ということでございますので発注者側は要求水準を示すわけでございますが、この要求水準というものが抽象的でありますとなかなか受注者の皆様方も判断がしにくいというところがございます。そういったことで、やはり発注者と受注者の間でよりよいPFI事業ということを展開していくために一定のコミュニケーションということが必要になるかと思われるわけでございますけれども、こういったニーズを一つの背景として、EUにおいても競争的対話方式というものが導入をされております。2004年4月30日にEUの公共調達指令というもののなかで、競争的対話方式というものが一般競争入札等と並んで第4の入札方式として新たに導入されることが決定をされました。フランスでは、EU指令に先駆けて2004年1月にこのような手法を公共調達法典に盛り込んだ改正を行ったというふうに伺っております。

これは16ページでございますけれども、このような競争的対話方式については、すべてにわたってやれるということではなくて、かなり制限的に高度な技術的な要素が必要とされるようなものについてその発注者と、それから受注者の間で一定のコミュニケーションを行って入札手続を行うということができるといような規定がなされているわけでございます。ただ、こういったことを行うに際しては当然透明性、それから公平性が担保されなくてはならないということが明記されております。こういった競争的対話方式、EUの方においても、PFIについてはこういった方式が最も適しているというように見解も示されているやに伺っておりますが、こういった方式も今後我が国でも検討していく必要があるのではないかということでございます。

なお、今回のPFI法の改正法の附則の中で、こういった新たな入札契約制度について今後検討すべきというように規定が盛り込まれているところでございます。

それから、17ページでございますけれども、運営段階に移行するPFI事業の増加とい

うことでございます。これは建設段階、それから運営段階というふうにP F I 事業は段階が進行していくわけでございますが、当然法施行後6年を経まして、建設段階から運営段階に移行したプロジェクトが逐次増加をしておるということでございます。

それから、18ページでございます。こういった運営段階にP F I 事業が移行したことに伴いまして、諸々の課題が明らかになりつつあるということでございます。1つは安全性の確保といったことでございますけれども、ご案内のとおり昨年8月に仙台市のP F I プロジェクトで屋内プールの天井が落下いたしまして、けが人が出るという事故が発生をいたしました。これは国土交通省の調査によりますと、P F I 自体に起因するということではなく、事業者の方からは明確にそれをやれというふうな計画書を施工者の方に示していたにもかかわらず、施工者の方がそれを怠ったということがその原因であったということでございますが、いずれにいたしましてもこういった事例が生じてきているということでございます。こういったものに対しても適切な対応が必要ではないかということでございます。

それから、運営段階に移行する事業が増加することに伴いまして、モニタリングの重要性ということが一つ大きく出てきております。P F I におきましては、このモニタリングにつきましても金融機関の役割というものが非常に重要であるというふうに整理をされているところでございます。ご案内のとおり、P F I 事業のための資金調達方法ということでプロジェクト・ファイナンスということが非常に多く使われているわけでございますが、このプロジェクト・ファイナンスは事業が継続的に行われる、それに伴うキャッシュフローが継続的に現実化していると、それをある意味では担保にして金融機関が採算性をとるということでございますので、事業の継続性ということが何よりも金融機関にとっても重要であるということでございます。

したがって、金融機関はそういったことを担保するために不断に事業をモニタリングすることが金融機関の重要な役割の一つということの背景としての説明でございますけれども、20ページを開いていただきますと、必ずしもそれがあつた意味では適切に機能しなかったケースということで、タラソ福岡のケースというものが出てきてございます。これは、今日ご出席のA 専門委員がおまとめになられましたタラソ福岡の経営破綻に関する調査検討報告書より抜粋をしておりますが、要は公共サイド、それから民間事業者サイド、それから金融機関、それぞれが必ずしもP F I の趣旨ということを明確に、適切に理解しなかったゆえに自らの役割を明確に認識しなかったと、そういうことになって出てき

たものであるというふう結論づけられております。いずれにいたしましても、こういったモニタリングということについても今後いろいろと検討していく必要があるのではないかと考えております。

それから、先ほど申し上げました運営重視型 P F I 事業ということで、多摩の広域基幹病院等の例を挙げてございます。これはポンチ絵を見ていただければおわかりのとおり、診療業務というのは、これは東京都が直営で実施をいたしますが、その関連するさまざまな業務、ケータリングであるとか、それから一定の検査であるとか、そういったものは包括的に P F I の事業者へ委託をしましょうということでございます。そういったことによりましてトータルとしてのコストも縮減をしますし、それからサービス水準も向上していくということでございます。

それから、22ページでございますけれども、これは資金調達手法の多様化ということでございまして、必ずしも債権者が特定されるということではなくて、信託受益権の購入ということを通じまして複数の投資家が投資ができるようなスキーム、こういったものもある程度現実に動きはじめているということでございます。英国ではボンドを使って多数の投資家が P F I に投資をするというようなスキームもあるようでございますが、そういった資金調達手法の多様化について今後少し検討していく必要があるのではないかと考えております。

それから、これはそういった一つの資金調達の一つの多様化の例ということでございすけれども、建設段階の経費につきまして起債で全額調達をするというような事例もございます。こういったものが P F I、民間の資金調達ということの一つのコンセプトをしている P F I 事業との枠組みの中でどう判断していくかということも一つの検討課題ではないかと考えております。

以上、大変駆け足で、また散漫な説明で恐縮でございますが、資料 2 の説明を終わらせていただきます。

なお、お手元にこの「 P F I 法の改正について」という緑色の冊子を配付しております。今回の P F I 法の改正につきましては、こちらの内容をご参照していただければよろしいかと存じます。

以上でございます。

山内部会長 どうもありがとうございました。

P F I 事業の現況ということでご説明いただいて、今日のこの会議の趣旨は、こういっ

た現状を前提とした上でP F Iの事業あるいはそのスキームをいかに改善していくかということこれから部会で議論する、そのための皆さんのご意見を自由に出していただくと。それでまた、この部会の意向といいますか、これからの進め方についてそれを生かしていくと、こういう趣旨でございます。

したがいまして、残りました時間の大半は、今ご説明いただきました現況等ということ前提にして自由にご議論いただきたいというふうに思います。

今ありましたようにP F Iも1999年に法律ができて、今年の夏で7年ということになりますけれどもかなりの事業が出てきたこと、それから事業自体がかなり大規模なものも出てきたことということが一方で特色が挙げられますし、それから内容重視とか、それからあるいは運営重視とか、あるいは運営段階の実際にP F Iの事業が移行していると、こういうこともございまして、そういう現状を踏まえた上でいろいろな問題点を指摘していただきたいというふうに思います。どなた様でも結構でございますので、何かまずはご発言ありましたらお願いしたいと思います。

A 専門委員、お願いします。

A 専門委員 口火を切らせていただこうかと思いますが、先ほど現況のご説明をいただきましたように分野もかなり広がってきたなという印象を私も持っております。しかし、これは私がこの委員会に出ている一つのミッションとして言わせていただければ、インフラに対してもやはり適切に導入していただきたいというふうに考えております。そういう意味でいけば、本来のPFIの趣旨からして、インフラ分野では、英国等々と比べてかなり遅れているという実態であるということ、強く認識したいというふうに私は思っております。特にこの委員会が推進委員会ということでございますので、やはり適切な分野に対してどのように適用していくのかということ、議論いただくということは、方向としてはあるというふうに前々から申し上げておりますし、改めて新しい部会の中で申し上げさせていただきたいと思っております。

それから、先ほどちょっとタラソの話もご紹介いただきましたけれども、実はスポパークの仙台の話も、いま関与しておりますが、両方とも一言で言えばリスクマネジメントの問題だというふうな言い方になるのかもわかりません。ただし、その中身は分野も異なりますし、意外と簡単のように見えて実際にリスクが発生する、すなわちリスクイベントですね、そういうことが起こらないようにするためにはどうしたらいいのかというのは意外とそう簡単にまとめることは出来ないといえますか、確実な手法というのはどこまである

のかというのは実は悩んでいるところでございます。

ただ、今ここではモニタリングの項目でちょっと挙げていただけていますが、実はそれよりは、やはりファイナンスの方というのは一つ大きな話であるのではないかというふうに私は考えております。ファイナンスは私の専門ではございませんが、ただその報告書の中では、タラソの報告書は福岡市に対しての報告ですが、それ以外に一般のといいますが、全国のPFI関係者に対してというコメントもしております。その中では、やはり適切なプロジェクト・ファイナンスの履行といいますが、そういうことをもう少し育てていただかなければならないと思います。タラソの場合は物件担保のコーポレート・ファイナンスという表現がいいのかどうかわかりませんが、実質的には施設の買い取り額の範囲内でしか融資が行われていなかったのに、プロジェクト・ファイナンスと呼んでいいのかどうかと、逆に言えばそういうふうに公共の方は解釈してしまった、そこでちょっと互いに見解のいいますが、意識の相違があったというところが一番大きな問題であったのではないかと思います。

当然、プロジェクト・ファイナンスというのはマーケットが育っていくことですので、こういう委員会の中でどういうふうな話ができるのかわかりませんが、このタラソだけがそういう話だったのかというのが私は一番疑問であります。これから運営段階の中で問題が生じたときに適切に金融機関の方が、融資機関の方が事業の再建に積極的に参加していただけるインセンティブを持っているような機能を有しているのかどうかというところがかなり私としては、ほかの事例は余りわかりませんが、気にはなっております。

これは皆さんの方がよくご存じだと思いますけれども、英国の財務省では民間資金がリスクにさらされることによって、初めていろんなプロジェクトの精査もできているし、あるいは場合によってはプロジェクトをうまく立て直すという機能も金融機関の方で持っている。これが英国財務省から見てPFIを推進していく一つの重要な理由になっているというふうな表現もされています。その中で、やはりこれから正しく日本のPFIを育てていくためにはこの点をどのように考えていくのかというのを、この部会でも検討いただければと考えます。

それから、先ほど申し上げたとおり、リスクの問題がかなり大きな問題です。リスクのガイドラインもあるわけですが、今までの二百数十のプロジェクトの中で実際にリスクの分析がどこまでなされていたのかと考えると、なかなか難しいのではないかという印象です。逆に言えば、すばらしく系統立てて十分なリスク分析がなされたという事例を、私は

まだ見ていないということだけかもわかりません。そういうものがまだ公開されていないだけなのかもわかりません。しかし、リスクを明確に認識すること、すなわちアイデンティフィケーションの話から、英国の中でやられているような一連の手順がどこまで踏まれているのか、あるいはバリュー・フォー・マネーの中でリスクがどこまで考えられているのか疑問です。PFIではリスクがメインだと言いながらバリュー・フォー・マネーの算定においてリスクを固定的に扱って議論して、本当にどういう意味があるのか等、様々なところで疑問を感じないこともございません。リスクに関しては、技術的な問題もありますけれども、それに対してどのように考えていくのか、というのもやはりこの総合部会だとか何かで取り上げていく重要な課題ではないかというふうに考えております。

とりあえずこれぐらいで。

山内部会長 ありがとうございます。

かなり大きい問題提起をいただきまして、最初にご指摘になった、インフラ系のPFIですが、この間初めて羽田のエプロンで土木系のPFIが出ました。これからまたそういうのも増えてくるのかと思いますけれども、2つ目と3つ目のご指摘はリスクの関係で、特に金融の役割、あるいはリスクの分析の仕方、こんなようなことだと思いますけれども、いかがでしょう。

B 専門委員 A 専門委員のお話、全く同感でございます。私は最近の問題は大きく分けると2つ課題があるのではないかと考えています。この部会でもぜひともご検討いただきたいことを2つに分けているんですが、1つはやはり経済実態と政策のあり方に、先ほど参事官がおっしゃいました乖離が出てきているんですね。その問題のあり方、表出のあり方が細分化され、専門家され、複雑化しているという特徴がある。ですから、今まで大きな側面に限ってガイドラインを作成してきたんですが、実際現場の人たちが抱えている官民の具体的な課題はものすごく専門化、細分化しています。先ほどA 専門委員がおっしゃられたリスクマネジメントの問題とか、個別のファイナンスのファンディングの問題とか非常にややこしくなっているということが言えるのではないかと思います。

1年半ぐらい推進委員会のこの部会は余り活動していなかったわけですがけれども、この間世の中は物すごく動いていて、政策のあり方、即ち本来あるべき姿と実態とが変わってきていますので、正確に経済実態をつかんでどうあるべきかというご議論が必要ではないかもしれませんね。例えばPFI法が改正されましたけれども、PFI法の11条の2とか11条の3は実務的な処理のあり方にはまだわからない側面があるわけです。一定の制限的

な考え方がございますので、それが現実はどうあるべきかというのは実際の案件に即して考えないといろいろな選択肢があると推定されるわけですね。これもやはり実際議論している現場の人たちから聞いても確かに種々な悩み事を抱えているわけであって、それを抽出しながらどうあるべきかというのはやはり考えるべき問題でしょうね。

類似的なのは地方自治法第244条、いわゆる公の施設の指定管理者制度ですが改正法はPFI事業との整合性の必要を指摘していますが実際に適用してみるといろんな課題があり、実務的なあるべき方向性が見えていないわけです。皆さん苦労しながらやっていますけれどももう少し考え方を整理してあげてもいいわけで、そうすることによってそのギャップを埋めることができるということが言えるんじゃないかと思います。恐らく、過去ガイドラインをいろいろとつくりましたけれども、これも見直しが必要でしょうね。ただ、どういうふうにするかというのは恐らく案件の緊急度、優先度、重要度を勘案しながら何がポイントなのかを考える必要があるとともに、ひょっとすると私は従前から言っているんですけども、大きなガイドラインというよりも個別の専門的複雑な事項をとらえながら、それがどうあるべきかというのを議論し個別の問題に係わる見解書という形で公表してもよいわけです。最終的にそれがどこかのガイドラインにくっつくかもわからないわけですが、どうもガイドラインというのは重たい様でしたら、例えばテクニカルノートとか一定の見解とか、別に相手を拘束するわけでもなくて、市場を誘引するような形でベストプラクティスを助長していくような考え方、こんなのも私は考えた方がいいんじゃないかと思うんですね。

そういう市場と政策、制度の乖離の問題が一つの課題であります。もう一つの課題は、私はやはりPFIの内容的課題だと思いますね。これはA専門委員がおっしゃることと私もほとんど同じわけですけども、やはり制度のあり方の考え方とか、本来PFIが指向する考えは一体何だったんでしょうとかという根本も考える必要があります。本当に政策というものは現実に合っているんでしょうか、あるいは制度は現実に合っているんでしょうか、時間がかかる問題ですけども並行して考えなきゃいけない問題がございます。先ほどの経済実態と政策とのギャップというのは今やらなきゃいけない問題ですね。一方、内容的な問題というのは恐らく実践上の課題と制度上の課題に分けることができる。実践上の課題というのは、実は私は玉石混交だと思っています。この二百幾つある案件の中には種々な課題も指摘されていますが、私は実際に話してみている中にはこれはすばらしい案件で、ぜひともこういういいところをできる限り皆さんにも知っていただき、知識を共有す

るというのは非常に重要と思える案件もある。ですけれどもその反対側には、例えばどう考えても財政負担を繰り延べしているような意図しか考えられないような箱もの割賦リースみたいな案件もあるわけです。いいものと悪いものが混在していて何が本当のPFIなのか、なぜこんなことをやるのかと非常にわかりにくくなっているというのがあるんですね。それはファイナンスも同じです。ファンディングのあり方もリスクのとり方も、リスクのマネジメントのあり方もものすごい玉石混交の状態になってしまっていて、皆さんが何がいい方向なのか、何がいいベストプラクティスなのかというのがわかりにくい状態になってきている。これは先ほどの最初に言った細分化、複雑化、という側面が影響しています。また専門化ということで案件が複雑になってきますから、やはりマーケットの声を正確に把握しながら、本来あるべき方向性から実践のあり方、それと制度のあり方も考えるべきでしょう。

例えば制度の問題というのは先ほど参事官のご説明がありましたように入札制度改革を例にとると、これは大きい問題で長期的に考えざるを得ません。場合によっては会計法、予法令も変えざるを得ないような問題を含んでいるわけですね。あるいは公物管理の問題、これも大きいですね。従前から大きな議論をしていますけれども、やはり制度そのものは少しずつ変わってきてはいるのですがまだ実体に合わない側面も混在しているということはあると思います。

それと、PFIをめぐる周辺的な法制度がどんどん変わりつつありこれも留意する必要があります。例えば会社法の問題、会社法が変わったとき恐らくこのマーケットにおいてSPCというのはどうあるべきか大議論になるでしょうね。いろんな可能性が出てきてしまう。ライブドアで問題になった投資組合もPFIでもありますよね。でも議論されていない、相手が見えない、組合がSPCの親会社だったとき公共はどうあるべきかというのは、実は会社法の改正に伴って、恐らく将来を見据えて議論をする必要があるでしょうということです。あるいは信託法も変わってきますね。ファイナンスをめぐるさまざまな技術法体系というものは現実にはこの世の中どんどん動いていますので、それにあわせてPFIの観点からもどうあるべきかを長期的な視点に立って考える必要があるのではないかと思います。

2つ申し上げました。1つは制度と実態の乖離、ガイドラインの問題、これはちょっと早急にギャップを埋める必要がありますねということとともに、もう一つはやはり制度的なPFIの内実の問題、制度的な問題と実践のあり方も、これも少し整理しながらあるべ

きプラクティスというものをこの会議でぜひとも抽出していただいて、やはり知識を共有してあるべきPFIというのも国民にわかりやすく説明していくことが必要ではないかと、こういうふうに考えています。

山内部会長 ありがとうございます。まさに二百二十何件出てきて、その中で今振り返るときだと、こういうことですね。特に前者の話は、実はB専門委員にもご参加いただいてバリュー・フォー・マネーを実際どうやってはかたりするべきだと、こういう勉強を今してきたんですけれども、そういう具体的な事例を積み上げていくと本当に何が問題で出てくると、その辺を明らかにすることと、それからさっきおっしゃったベストプラクティスを出していくというのは非常に重要なポイントだと思います。これは周りが変わっていく中でPFI法はどうあるべきかと、あるいは具体的な指針はどうあるべきかと、それはまさにおっしゃるとおりですね。

B専門委員 なるべくフェーズを分けながら、現在と将来を見据えてやった方がいいと……

山内部会長 そうですね。だから、具体的にガイドラインをどうするか。変えるというのはまた時間かかるかわからないけれども、それに対する見解とか、コメントであるとか、そういう形でいい方向を示すというのは非常に重要ですね。いかがでしょうか、ほかに何か。

C専門委員、さっきあれですよ、いろいろ疑問があると……

C専門委員 今、A専門委員、B専門委員のご指摘のとおりでございまして、我々民間金融機関もこうしたPFI案件にご融資している立場として、本当にPFI案件が増えてきたなと実感いたしております。実際のPFIの融資形態としては与信リスク分散といった観点から、シンジケートローンのような形をとりまして、地元の金融機関さん生損保さん等いろいろな金融機関さんと協調融資をいたしておりますが、私どもが主幹事を勤めます案件だけでも既に、二十数件になっております。

PFI融資も一般の企業向け融資と同様、我々金融機関としてはきちりとモニタリングを行っていかなくてはなりません。社内の与信管理手続き等も一般の融資案件と同様に整備し、あわせてモニタリング体制も整備してまいりました。こうした意味で、金融機関も世間全般のPFI全体の流れとまさに軌を一にして進んできているというのが現状でございます。

また、いままでは、B専門委員もご指摘のとおりで、PFIの導入後の初期段階というこ

ともあったかと思いますが、どちらかというところ「いわゆる箱もので割賦リース型」の案件が多く、金融機関としても比較的、与信リスクテイクが容易であった面も確かにございました。現在では刑務所、病院、空港など民間がかなりのリスクを負担するようなさまざまなタイプの案件が出てきております。

タラソ福岡のケースは私どもは関与しておりませんので伺っている範囲での感想ということになりますが、やはり、プロジェクトリスクについての認識並びに回避手段の検討が不十分で、官側、民間事業者、金融機関の間でそれぞれ勝手な解釈、理解で認識のずれ・ギャップを残したまま事業を進めてしまった。その結果、ある程度予想されたような事態のなかで事業の破綻がおきてしまったということなのだろうと考えます。

プロジェクト・ファイナンスの手法では、金融機関はプロジェクトリスクの分析をきちんと行い、プロジェクトのどのリスクを誰に分担してもらうか、分担する方がリスク負担ができる体力が十分あるのか等を金融機関自身も含めて慎重に分析／検討します。

タラソのケースでも入札の段階でプロジェクト・ファイナンスの手法でよりの確なりリスクの分析、回避手段をとっていけば、事態は異なった展開になったのではないかと考えられます。

こういったPFI事業の破綻ケースがこれから増えてくるのかどうか予断は許されませんが、いずれにしても、PFI事業／プロジェクトのリスクを官側、民間事業者、金融機関あるいは一般の投資家も含めて関係者全てがしっかりと認識し、どのように適正に分担をしていくのか、そのための枠組み、ガイドラインをしっかりと作っていくこと、あるいはすでにあるガイドラインを、常に見直し整理していくことが重要と考えます。

金融機関自身についていえば、モニタリングを厳しく行っていかなくてはならないのは当然として、そのために具体的にどのような手を打っていくか、例えば、モニタリングのためにどのくらいの人的資源を配賦すべきなのか、どのようにモニタリングのノウハウを蓄積・向上させていくのかということも金融機関の現場の課題と考えます。

山内部会長 ありがとうございます。やはりこれもかなり事例が増えてきて、私も事業者選定委員会みたいなことお手伝いさせていただくことがあって提案書を読ませていただいたりなんかするんですけども、事業に対する評価の仕方が昔と随分違って来たというふう感じていまして、提案書に至る前の段階で、例えば実施方針、要求水準を見た段階でこれがどのぐらいリスクを持っていて、それで何がポイントなのかということがかなり明確に指摘を最近されるようになってきた。これはできないからもう少しこうしてく

れと、こういう民間側からの疑問とか質問が出るようになってきたんですね。その辺は随分ノウハウが蓄積されてきたのかなという感じを持っています。それが標準化されるとか、あるいは一定の方法論になっていくとか、これからそういうふうになっていくのかもしれないし、また個別具体の事例でどんどん違いますので、その幅といたしますか、そういうものも認識されていくのかというふうに思っていますけれども、いかがですか、そのほか。何か。

D委員 先ほどA専門委員がおっしゃった福岡市のタラソの件に関係するんですが、資料の20ページのところで、公共サイドで民間事業者の提案に対するチェックが不足だったとの指摘がありますが、山内先生がおっしゃったように最近のケースであれば、タラソ案件のような初期の案件の場合と異なり、恐らくこういうことは起こっていないだろうと思います。

というのは、提案書の審査のときに、事業性の審査を行うようになっているからです。需要予測についてシミュレーションをやりますから、タラソ案件を落札された事業者の提案では落札できなかったと思います。私自身、事務局の一員として提案書を拝見しているときに、民間事業者の方も銀行の力をお借りして、事業性について相当詳細な検討をしておられるということとともに、保険のカバーについて随分気をつけておられることが判ります。従来であればこうこうこういう保険をかけますというところで提案が終わっていたのですが、そもそもそうした保険のマーケットがあるのかどうかということまで検討されていることもあります。例えば、BTOの場合に損害賠償保険ではなくて責任賠償保険を掛けることになるので、マーケットがあるのかどうかというのをやはり公共側としては非常に神経質になっている。そういう意味では、銀行であり損保会社でありという金融機関のご協力は得ておられるんだろうということが想像できる内容になっているのです。

2点目、C専門委員がおっしゃった点に関連して私の感想を申し上げますと、市場経済であるという以上はそれぞれの事業者が、自らの利益を追求することの結果として最適解が得られるであろうという前提に立って物を考えた場合に、公共サイドから言えば、タラソのケースで、もし金融機関の方から事前にSPCの財務状況の悪化について連絡を受けていたのであれば、公共は事業契約を解約し、次の事業者の選定に入ることも可能だったのかもしれない。新たに選定したコンソーシアムにタラソ事業を引き継いでもらうことによって、現在のSPCのスポンサーの倒産によりSPCが倒産し、公共サービスの提供が中断されるという事態を引き起こすことなく、タラソ事業を継続させていくことが出来

たと思うのです。このような意味での金融機関と公共との間の協働関係をどのように構築するのかということはやはり認識をすべきというか、お互いに理解し合うことだろうと思っています。ですから、ガイドラインとまでは言えないものの、何かの指針を出しておけば同様の事態を避けることができるのではないのかという気はしています。

先ほどB専門委員がおっしゃっておられます実務上の課題について問題点が必ずしも明確になっていないので、問題の所在とその解決の方向性についてある程度まとまったものをこの場で議論できれば有益だと考えています。特に入札について、品確法で提案されている手続きが会計法等との関係で、上手く整合性がとれているのかどうか、それをPFIのときに取り入れられるのであれば極めて有益で、PFIでの課題の解決も相当進むのではないかと考えております。

事業者選定の際に事務局として一番留意しているのが、提案者が要求水準書に合った提案をできなかった場合です。それが事業者の能力の問題なのか、要求水準書等の記載が不親切、不適切だったのかという問題があって、結構後者に問題がある場合も多くあるのではないかと危惧しています。PFIのアドバイザーというのは、入札代理人ですので入札手続をいかに公平、公正、競争的に運営するかということで、事業再生の分野で投資銀行等が手掛けている事例を除くと、日本では前例がなかった分野ですので、その部分のノウハウが欠落している。ですから、PFIアドバイザーの役割が入札代理人、テnderエージェントであるということ踏まえた上で、民間事業者からどのような提案を求めているのかをもう少し明確にするような手続が根付くことが望ましいと思っています。

そうだとすると、ちょうどしていますこの資料の14ページで示されていますが、そもそも要求水準に合った枠組みを示し、その中で誤解が生じないように明確にしておく、実際の審査のときに提案の内容が的外れであるということが理由で落とすことはない、この審査手続きに載ってくることとなります。これと競争的対話方式とをうまく組み合わせることができるのであれば、事業者の選定手続きが上手く機能すると思います。

先ほどB専門委員がおっしゃったことに戻るのですが、そういうことを理解した上で手続きを進める必要がある。つまり、PFIアドバイザーというのはテnderエージェントで従来の例えば建設コンサルタント等の役割ではないということ明らかにした上で、事業者選定の手続を運用するために一番のポイントは、発注者が何を求めているのかを明確にすること。それは、要求水準の書き方であったり、今ですと審査基準の書き方、あるいは要求水準の書き方のようなところで議論がとまっているんですけども、もう少し踏み

込んで説明をするという必要が出てくる。B 専門委員がおっしゃっていたことと、今私が申し上げていることは同じようなことだろうと思います。だから、トータルで言うと幾つかの問題を挙げてみて重要な課題から解決していけばいいのではないかと考えています。

最後に、バリュー・フォー・マネーとリスクの点ですけれども、リスクを摘示するところまではできるんでしょうけれども、A 専門委員がご指摘になった一番の問題というのは、リスクが発現したときにどういうふうな手順でもってその結果を回避するのかということまでは、実際の審査上、必ずしも十分に踏み込んでやっていなかったということです。リスクというのはある時点で切るのではなくて時系列でとらえないとだめだと常々先生がおっしゃっておられますが、そういう問題もあることを明示すべきだと思っています。実際現場でやっておりますと、そういう思いがしますので、一回そのあたりの問題意識を共有する必要があるのではないかという感想を持っております。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。アドバイザーの役割はかなり重要になってきていて、まさに提案書を書くためのアドバイザーではなくて P F I は何たるかとか、あるいは本質的にここが重要だというようなことを教えられるといいですか、伝えられるアドバイザーでないといけないというので、その辺もアドバイザーの間の意識共有とか、問題意識の共有とかというのは随分重要なんではないかというふうに思っています。

ちなみに、機会があれば D 委員なんかはそういうふうにアドバイザーの方なんかという議論しながらその辺のことを伝えているというふうにも伺っていますけれども、ほかにいかがですか。

E 専門委員、何かないですか。

E 専門委員 現在の P F I をどう考えるかということですがけれども、私は割とこのシビアなことを申し上げているんであれですがけれども、どうもやはり最近 P F I というのはこんなもんだと、日本版 P F I はこんなもんだという形で固定化しているような面があって非常にまずいのではないかと考えています。P F I というのは経験主義の国の発想ですから、やはり少しずつ歩きながらいろいろ変えていってやっていかなきゃいけない。どうもしかし何か固定化しちゃっているのかなという感じがします。V F M の計算にしても選定方式にしても、選定基準にしても何かほとんど形式化されちゃって、これは何か P F I の本当にいいところというのは十分生かされていないのではないかという感じがします。この辺はやはり P F I というのをどんだんいろんな形で制度を変えていく、要するにタラソ

とか仙台の話、とかいろいろありますね。ああいう話はむしろ暗い話ではなくて、イギリスでいくとこういう形をベースにしてどうしようという話で、むしろこれをベースにしていろんな形を変えていくわけなんでむしろ明るく受け取って、これでどんどん制度を変えていった方がいいと思うんですね。どうもやはり選定基準にしても何か非常に固定化しちゃって、先ほどのタラソの話でもありますが、ファイナンスが選定基準の中のウエートづけに非常に私は違和感があって、例えばこれはファイナンスが非常にまずくても全体でいくと10%のウエートだと、ほかのところで稼いでそれは通っちゃうと、こういう話はまずいので、やはりファイナンスというのはチェック項目だと思うんですね。

したがって、ファイナンスがだめであればこれはすべてだめだというぐらいの話でやらなきゃいかんと思うし、やはりいろんな法の中でかなり固定化されちゃっているんで、いろんな形でそれを動かしていく必要があると思うんですね。

例えば、もう少しファイナンスが早目に出てきてほしいと思います。関心表明書レベルではなくて、もう少し具体的な形で、個々の応募者の中にビルトインされた形で早目に出てきていただく、そういう点でいくと今の日本の選定プロセスというのはファイナンスの方の力を十分発揮できないような仕組みになっていると思うんですね。やはりそういう形でいくと、民間の力をいかにうまく引き出していくのかということについては私はまだまだ不十分だと思います。民間の方々の経営力をいかに引っ張り出していくのかというのがPFIですから、そういう点でいきますと民間の事業者のノウハウを引っ張り出していくということについても私は不十分だと思うし、それからファイナンスの面についても私はまだまだ不足だと思うんですね。ある程度スキームが決まって、それからそのファイナンスが具体化するという話というのもちょっと私は違和感があって、ファイナンスがイニシアチブをとっていくことが望ましいと思います。イギリスみたいに、最初からエクイティーで持ってくるような話は最初から無理だと思うんですけども、それにしても余りに格差があり過ぎると思います。

それから、PFI案件は多く出ていますが、その中で結構まがいものが多い。そういうところをどこかでチェックしてあげないと、何かPFIというのはこういうものでいいんだという話で全国的にだらけた形の固定化されたPFIというは一番まずい形だと思うんですね。それが第1点です。

もう一つは、この推進委員会の役割というのをもう少し私は、これも考えなきゃいけない、本当に1年半休んでいたわけですね。先ほどこの中の資料で後ほどご説明いただく

んでしょうが、資料でいただくと何か7月ごろに推進委員会に上げるという話ですが、7月の委員会に向けて何をやるかという話をやるのか、ちょっとこれはトゥー・レイトではないかと思うんですね。やはり今の形というのはかなりおくられているのが事実なんで、これに対して少し取り戻して行って、例えばいろんな形でアクティブに推進委員会がメッセージを出していくという形が必要だと思うんですね。

これまでガイドラインも幾つかつくりましたが、これは時代の流れに取り残されているといっても過言ではないと思うんですね。VFMのガイドラインにしたってモニタリングにしたっているようなガイドライン、ほとんど今、実態からいくとちょっとおくれちゃっていますね。したがって、むしろ敏捷にいろんな形でメッセージを出していかないと、この推進委員会自体の存在がむしろ問われてしまうんじゃないかと。

先ほどお話があった、例えば競争的対話方式ということについてですが一番懸念されるのは競争的対話方式が日本に入れられて、それで手続はむしろ煩瑣になると、これは何をやっているかわからなくなっちゃいますね。やはりこの競争的対話方式というのは本当に民間事業者の力を引き出すためにあるわけなんで、しかも手続はこれによって簡素化されることが目的なんで、これを例えば、あくまで競争的対話方式は、例えば下手すると今やっているのを段階的に二、三倍した形で手続が行われていくと、これはちょっと趣旨から外れていくんで、競争的対話方式を具体的にどういう形でやっていくのかというのはかなり精力的にやっていかないとまずいのかなと思います。

逆にいくと、それをやるとかなりいろんなものが出てくると思いますね。実際の審査基準のあり方、選定委員の組織のあり方、プロセスのあり方、全部変わってきます。恐らくファイナンスのあり方も競争的対話方式という形になると、多分かなり生き生きとした形で入ってくるんじゃないかと思うんですね。そういう形でいくと、やはり推進委員会が、私はこの7月まで4回ほど開催して、議論を踏まえた資料を事務局に提出しに行っているんですけども、ちょっとそういう点でいくと余りガイドラインみたいにきちとした形ではなくて、いろんな形でメッセージを出してきめ細かにやっていくような体制をつくっていただいた方がいいのかなという感じはいたします。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。今後の進め方については後で議論をしていただくということにはなっているんですけども、ご趣旨は要するにこの推進委員会として、あるいは総合部会ということでもあり得ると思うんですけども、世の中にいろいろ発信

をしていい方向へ導くような、特にこういう非常に変化が激しい中でそれをやっていくというやり方についてはそのとおりだと思うんですね。ですから、委員会は7月となっていますけれども、それ以外に今いろんな方法があるのかと思うんです。その辺は後で事務局からもご説明いただいてあれだと思います。

なかなか、確かにおっしゃるように固定化してというのが問題になっているんだけども新しくないわけでもないですね。多摩の病院なんかは結構いろいろ工夫されてやって、選び方も、これは賛否両論あるかもわからないけれども、工夫はしているということは事実だと思うんですけれども。

D委員 今E専門委員がおっしゃったことでもありますし、先ほど山内先生がおっしゃった新しい工夫ということでもあります。例えば事前のリスク分析のために、リスクのワークショップを行うということは確かに必要だと思います。具体的な案件になってしまうのですが、金融機関と発注者とが一番厳しく交渉せざるをえなかったのは、独立行政法人になったことから、債務負担行為が設定できない大学のPFI案件で、これに対して融資ができるかどうか議論になったと伺っています。例えば、その事例で、事前に債務負担がない中で金融機関として大学PFI案件に融資ができるとするとどのような条件が満足されていることが必要なのか。制度的な制約がある以上はそれを前提として、他にやり様があるかないかと、例えばこういうことをワークショップのような形でやれば、大学案件の2期の案件が出てくる前にファイナンスビリティに関する検討が終わっていることになります。そうしたことを予め、行っておけば良かったのではないかと、今思いました。

推進委員会であれ、合同部会であれ、現場で生じている問題に関する情報というのはそう持っている訳ではないのですから、何かを例をとり上げて、それを合同部会なり何なりで議論していかないと必要とされている提言ができない、具体的な事例なしに議論する有用な議論にならないと思っています。リスクのワークショップでも構わないんですが、そういうものをやったらどうかという提言し、実例を幾つか示してみるだけでも非常に有益だと思います。

今、山内先生がおっしゃって下さったように、現場では、いろいろな制約の中で結構ぎりぎりのところで工夫をしているのですが、それが共有化される速度が遅いと、こういうことの方がベストプラクティスの普及に対しては悪影響を与えているというような感じが致します。

以上です。

山内部会長 いろいろな工夫は出てきているんですけども、確かにE 専門委員おっしゃるように、形が悪しき形で固まっちゃっているという面はありますよね、これ。そういう面でも我々情報発信しなきゃいけないし、共有知というか、ナレッジ・マネジメントではないですけども、こういうのを我々の部会とか、ひいては推進委員会でしょうけれども、こういうところでやっていかなきゃいけないという、そういうポジションですよ、今我々は。

E 専門委員 いい方向に広がっていけばいいんですけどね。いいやつ悪いやつの全体としてP F Iなんであって、今みたいにあんな民間に膨大なプロポーザル集を出させて、で、関心表明書だけでも何十ページもあって、それで、何かウエートづけがあって、こうやってクエスチョン&アンサーが膨大になって何百ページもあるクエスチョン&アンサーを公開する。これは、何やってるのかなあと改めて思います。やっぱり、そういうところに疑問に思わなくなっているというところに私は常々危機感を感じますね。P F Iと日本の行政法とか日本の法律とかとは合わないということになって、逆にその中でいろいろぐしゃくしている所をね、むしろその、制度を変えていくという形でやらないと、P F Iの本当にいいところは出てこないのかな。日本型P F Iというのはこういうもんだという形で安心するのはまずい。それから、私が申し上げた二つめは、この推進委員会推進室のホームページというのは非常に寂しい。イギリスのHMTのウェブというのは物すごいですよ。そこでいろんなことを言っていて、どこで言っているかというのを探るのが苦労するくらいいろんなことを言っていますよね。次々にいろんなことを出して引っ張っていつている。やっぱりそういう点でいくと別にウェブが、ホームページが重い方がいいというわけではないんですけども、いろんなメッセージを適宜出していますね。あれ見るだけでも変わっているなという感じがするんで、やはり少しホームページの中で、いろんな人が、これは別に推進委員会でオーソライズされてなくていいんだけども、メッセージを出していくことが必要と思いますね。

山内部会長 ありがとうございます。F 委員、いかがですか、その辺。

F 委員 確かに振り返ってみますと、約2年ぐらい前に、私個人的にペンディングだったことをメモにして、簡単なメモですが出したんですけども、1年半実質的に活動していなかったということで何も進んでおりませんし、一方で事業そのものはそれなりに増えてまいつているわけですね。いろんな課題というのはそのままになってきているし、新たに出てきた問題もあるわけですが、ちょっとこれから検討するということになりますとや

はりもう一度いろいろと出してみ、優先順位つけて整理して検討を進めていくという作業が必要なのかなと。

いろいろ話しちゃって個々の案件とか個々の事例で直接かかわっている方はそれなりにわかるかもしれませんが、全体を見ますといろいろあるというのはわかる。しかし何となく散漫でよく整理されておられませんから、一度こういう総合部会で各専門委員会の方からももちろんでございますけれども、二百数十ある案件の実際に携わっている各地方自治体ですとか、独立行政法人の方々からの要望なり指摘なりを一度ちょっとケースごとに集めてみまして、それを多少分野ごと、あるいは内容ごとに整理をして、その中で優先順位をつけて重い方から検討を進めていくということが必要なのかなと思います。

それについては先ほど来話がありましたけれども、大上段に振りかぶってガイドラインと、あるいはガイドラインの改訂版というような格好で出すというのはちょっと置いておきまして、もう案件ごとといいますか、1件ごとにどんだん上げていく、それを例えばQ & A方式みたいな格好で蓄積していくというのも一つのやり方かなと。ある程度たまったところでガイドラインの改定に踏み切るとか、そういう手順でないと、正直言って私もいろいろ話は聞いているんですけども、どういうところから何を手がけていけばいいのかというのはなかなかわかりにくいですし、ほかに推進委員会なり、あるいはこの総合部会なりのほかにあるかというとなんかですね。

私が個人的にちょっと恐れておりますのは、先ほど投資事業組合の話ありましたけれども、P F Iのあり方からいいますと、既にある投資事業組合というのは、実は私自身は望ましいと思っております。確かにプロジェクト・ファイナンスでございますとかS P Cという仕組みは、ワンクッション置いて最終的な実質的な事業者の責任を分散することになるんですけども、投資事業組合にしてしまいますと誰がどうなっているかわからないと。それは民間の市場を通じた事業であればそれはそれでよろしいんでしょうけれども、公共事業ないしは公益事業と公的なサービスを受ける立場でそこが曖昧だというのはちょっと問題だろうと思うんですね。事業者選定の中でもその辺の曖昧さというのはチェックすべきことなんだろうと思うんです。確かに無限の責任を負うことはないかもしれませんが、最終的に責任を負うというところはきちりしておかないと、これはファイナンスを受け持つ金融機関の側にとりましても重要なことだと思いますし、まして事業者、そのエクイティーを誰が出しているかと。エクイティーを出しているところの責任というのがあるわけですね。そのチェック機能も当然あるわけですね。そこを民間に拡散

させてしまいますと、やはりこの事業そのものの問題というのがこれから出てくる可能性もあると思います。

さらに、ここで一度仕切ってきちっと整理してみる必要があるんだろうと思いますし、何を検討するかという推進委員会、ないしは総合部会としての責任あるいは課題というのがあるわけですから、さまざまなテーマ、いろいろあると思いますんで最初は整理されていないかもしれませんが、一度は集めてみるという作業がまずなされるべきかなと私は思っております。

山内部会長 ありがとうございます。まさに事例の収集と、それからおっしゃったのは我々としての情報発信ですかね、この必要性ということで、これはE専門委員がおっしゃったまさにそのとおりだと思いますけれども、ちょっと話題変えますけれども、すみません、G専門委員のところの施設は、実は私が最初に審査委員長をさせていただいて、実質的にPFIは案件の第1号ですよ。でも今考えてみると、あれは結構運営型なんですよ。そういうことで既に開業されて、ちょっとその辺の実態を踏まえて何かご意見あれば伺いたい。実態をご説明いただいても結構なんですけれども。

G専門委員 私、昨年4月から着任いたしまして、山内先生のお名前は存じ上げておりました、私よりも深く携わってくださっているという認識はあります。14年9月2日から現在の施設がオープンしております、30年契約ということでございますが、実際には主立った案件は具体的にまだ出てきていない状況でございますが、30年というスパンの中では当初契約の中で出てくる可能性があるかと思っております。そのところは提起して個々にご検討いただきたいと思っておりますので、もう少し経ってからあれば提起したいと考えております。

山内部会長 今のところはそれほど大きな問題はないと。

G専門委員 ございません。

山内部会長 あれがいろいろできたときに、でも非常に安かったということは確かにあって、安かろう、悪かろうになってはいけないというのが一つのポイントだったんですけども、それはいかがですか。

G専門委員 そうですね。私も施設の中を見ますと、例えばクロスとかご家庭で見られるような造りをしております。オフィスビルというよりももう少し柔らかい雰囲気です。コストをかけるところはかけていただいているという意識はありますね。ですから施設をつくられた建設会社の方は非常によくやってくださったなという印象です。

山内部会長 ありがとうございます。H専門委員のところも実はPFIの主体ですよ。

H専門委員 そうですね。ユーザーとしてはもうちょっと質のいいものが欲しかったです。やはり価格と質の絶妙なバランスだと思うんですね。だからPFIの趣旨としては、ただ質は悪いというわけではないので非常に困っているというレベルでもない、安いバランスと、質と価格がバランスとれているという意味ではそれでいいのかなと思いますけれども、ユーザーとしてはというところは確かにあって、いつもそれが価格の方をどう判断するか、質をどう判断するかというのは、これは永久の課題かなという感じはしますね。それはでも案件によりけりだと思いますので、質重視型あるいは価格重視型というような形で、何か使い分けていくしかないかなというふうに思います。

皆様のご意見などを今聞いていまして思うに、やっぱりこの推進委員会としてはあるべき姿みたいなのが発信できればいいかなというふうに思うんですね。皆さん、ベストプラクティスですとか、あとは違う方向に行っちゃっているとか、そういうご指摘もありますので、できればそのあるべき姿というものを示せればいいんですが、一体何がいいPFIなのかといいますと、根本的にはもちろん国民に対して低廉かつ良好なサービスという法律に書いてある文面なんですけれども、もうちょっと具体化したレベルでいいものというのは何かというのをここで議論していかなきゃならないかなというふうに思います。何となくいいとか悪いとかというよりも、その辺の判断基準がある程度明確になりますと、それを発信していけばそういう方向に行くのかなというふうに思うんですけれども、なかなか難しい問題かとも思いますが、先ほど例えばE専門委員がおっしゃったファイナンスなんかが基礎評価事項ですか、ウエートづけではない方の審査委員会にかけるようなものではなく、私もそれは思いますし、そういう非常にボトムラインで低廉かつ良好なという、そういう抽象的なレベルがもうちょっとブレイクダウンしたレベルでこれがいいんじゃないかと。余りブレイクダウンしちゃうとやはりこれはケース・バイ・ケースで一概に言えないというような形になってしまうのでその間ぐらいのものが出るといいかなと。そのための議論ができるといいかなというふうに感じます。

山内部会長 ありがとうございます。ファイナンスで、I専門委員はファイナンスのご専門で、いろいろファイナンスの議論が出ているので。

I専門委員 今お話し伺っていた中でリスクのマネジメント、特にファイナンスとの関連の話と、あとVFMにおけるリスクの考慮というあたりがなかなか難しい問題ではあると思うんですけれども、今後の重要な課題として少し時間をかけて取り組んでいくべきで

はないかと思います。

というのは、先ほどありましたプロジェクト・ファイナンスがちょっとコーポレート・ファイナンスに実質的に近づくような形になっていったとすると、それがリスクのコントロールが少し十分でなかったりして、結局は公的なセクターにリスクが増えると、また事業継続、事業が中断するといったようなリスクが増えるというようなことがVFMに考慮できないということになりますと、VFMも高めるという意味では、むしろきちっとしたプロファイで資金調達するよりも少し柔軟なプロファイにしてしまった方がよい条件というか、VFMも高めるというようなことができちゃうと。というようなことはVFMもそれほどきちっと計算すること自体はなかなか難しいと思いますけれども、やはりそういう問題がバイアスをもたらしてしまうということは憂慮すべきことだと思いますし、かといってだからきちっとしたプロファイに絶対しなさいというような枠をはめるというのも、今後さまざまな資金調達の手法が出てきたりすると、そういうものをかえって抑制するというような側面が出てきてしまう可能性もあるので、やはり長い目で見ればそういうさまざまな資金調達の方法のもとでのリスクがどうなっているかということもVFMの中でとらえていくという地道な作業が重要になるのではないかというふうに思いました。ぜひその辺も今後の課題として取り組んでいければいいのではないかと思います。

山内部会長 難しいですね。おっしゃるとおり、バリュー・フォー・マネーかなり問題あるというのはE専門委員なんかは本当に問題意識かなりお持ちで、それがまた資金調達のことをゆがめているとか、大体安きに流れるというのが一般的だからあれですよ、今の資本の中でうまく資本が出ればいいやと、こういうふうに流れちゃうのはありますよね。E専門委員、その辺、さっきちょっとあんまり触れなかったんですけども、どうですか。

E専門委員 やはりPFIは何かというとバリューを高める、公共事業調達のバリューを高める、だからそこが原点なんで、どうもそこからずれてPFI自体が目的化している形が私はまずいと思うんで、バリュー・フォー・マネーというのは、これはイギリスでもバリュー・フォー・マネーのいろんな評価ということについては悪戦苦闘して、いろんなことをやっているんですね。日本の場合はそのところが全然固定化されちゃって疑問を持たなくなっちゃっている。やはり本当にこれでバリューができていいのかというのが、やはりこの推進委員会として最大の課題だと思うんですね。やはり税金を有効にいかに使っているか。先ほどH専門委員がおっしゃった何が一番かと、やはりバリューがいかに生かされているのかで、ファイナンスはそれを生かすためにファイナンスが入ってくるわけ

ですよね。ですからすべての中心はバリューだと、そこをうまくやるために例えばいろんな選定方式とか基準とか、ファイナンスが全部で集まってバリューを高めていくという、そのメッセージを出していかないと、PFI自体を目的化してしまうのではないか。

それから、ちょっとこれは余計な話ですけども、ファイナンスについても例えば我々はいろいろな議論をしなきゃいけない。1つは、先ほど事務局からございましたがパブリック・ファイナンスが出てきて、随分パブリック・ファイナンス・イニシアチブが出てきているわけです、多分これから増えてくると思うんです。そこに対してプライベート・ファイナンス・イニシアチブというのはどういうふうにそののこのところを存在を示していくのか。プライベート・ファイナンス・イニシアチブというのはこういういいところがあるという話をうんとメッセージ出していく必要があると思います。

もう一つ、バリューを上げるということで行くと少し過剰金融的なところも見受けられるんですよね。そのリスクの分担とも関係しますけれども、なぜこれだけのファイナンスのスキームが要るのかというのがわからない面があって、メザニンとか劣後とか、そういうのをやたらと入れ込んできて、本当にその実際のスキーム、リスクの分担とファイナンス・スキームがうまく合っているか、そこについてはファイナンスが最初に出てきてないんですよ。何か最初はファイナンスが関心表明書あたりで顔が見えないんですよね。だから、最初に持ってきてこういうリスクだからプライベート・ファイナンスはこういう形の役割で、これを実際にバリューを高めていきますよという形がないとPFIという言葉に反することになっちゃうので、過剰金融というのは、私はそれはバリューを低めるものだと思いますね。結果的にはそれは税金で払うことになっちゃうわけだし、やはりスキームに合ったスマートなファイナンスが望ましいと思います。

山内部会長 C 専門委員、ご答弁ありますか。

C 専門委員 確かにご指摘のような面もございますが、例えばメザニンあるいは劣後といった融資形態の導入についても、金融機関が勝手に仕組んで行っているものではなく、民間事業者の方の投資効率計算、あるいは多額のエクイティーを入れてPFI事業をスタートして後から減資して資金回収するよりも、メザニンのような形態でリスクマネーを投入してハイリターンを得ながら投資資金回収をするような、民間事業者さんのニーズに応えるための金融機関側のケース・バイ・ケースの工夫・対応という面があります。

それから、金融機関全般、特に銀行の性格からしますと、民間事業であれ公共事業であれ、事業に融資をするに際しては、仮にどのように安全と思われる担保や保証があったと

しても、また、借り手が公共機関で信用リスクに全く懸念がないような場合であっても、融資する事業自体の採算性、キャッシュフローの見通しを分析し、融資の回収可能性を慎重に検討/判断します。事業自体の採算性、キャッシュフローが不十分で事業自体から融資の回収が期待できない場合は、安全な担保や保証があっても融資を行わないことも大いにあり得ます。全ての金融機関でこのようなことが行われているかどうかは私自身必ずしも確証はありませんが、少なくとも、銀行のような当局の許認可を受けて皆さんからお預かりしたお金をもとに融資を行う金融機関では同様と推測されます。

もちろん、民間事業者や個人投資家、投資ファンド等は銀行等金融機関とはやや異なるより大胆なリスクテイク、リターンを重視した投融資判断基準、投資行動を行っているように思われます。いずれにしても、PFI事業に投融資する主体にも金融機関のみならずいろいろなタイプがあるのも事実です。

山内部会長 その辺のエバリュエーションはすごい重要なんですよね。最近本当におっしゃるようにパブリック・ファイナンスがかなり出てきているのですが、そのときに金融機関がどうやってかわっていただけるのかというのがちょっとまだ我々読めないところがあったり、少なくとも私については読めないところがあったりするんで、そういうコミットメントがかなりあるということであれば随分違ったものですけども。

C 専門委員 比較的簡単ないわゆる箱もの PFI 案件については、PFI 導入当初は金融機関としてもかなり注意して早い段階から案件に噛み込んでリスク分析等を行っていたのですが、案件ケースが増えて、民間事業者、金融機関のリスク分析ノウハウも蓄積されたことから、最近は事業主体となられる民間事業者さんが案件検討を先に進められ、金融機関はかなり後から参画するようなケースも多くなっているものと思われれます。

そうはいつでも、病院や刑務所、空港等の比較的新しい分野、民間事業者のリスクテイクが比較的大きいと思われる案件については、金融機関としても早い段階から案件に噛み込んで、慎重に対処致しております。

しかし、我々民間金融機関の悩みとして、1つの PFI 案件に複数のお取引先が入札参加されるケースも多く、その際、どちらか1つのお取引先だけを最初からエクスクルーシブに選んで早くから案件に噛み込むことがしにくいケースも多いことから、ある程度民間事業者の方が案件検討、入札手続き等を進められてから金融機関が後から入るというケースが多いのも実情かと思えます。こうした現状が、E 専門委員のご指摘を頂くように、金融機関の噛み込み、対応がやや安易に流れているように見られる点かもしれません。

今後、コンペティティブダイアログのやり方とか、プリファード・ビッダーをいくつか選んで多段階で選抜していく英国のような方法とかを、日本でそのまま導入できるかどうかはわかりませんが、入札、選抜プロセスにいろいろ工夫を加えていけば、やり方次第で金融機関の早い段階からの案件への噛み込みがより容易になる可能性が高いものと思われます。

山内部会長 バリュース・フォー・マネーとか会計の役割は大きいですね。例えばイギリスなんかでも会計士の組織でバリュース・フォー・マネーをどういうふうにするとかといういろいろ研究をやったりして、その辺何かご意見ありますか。

J 専門委員 余りそれに関して深い知識はないのですが、そういう考え方について会計士の観点からどういう計算方法がいいかというようなアドバイスはもちろんできるかと思えます。そういうのルールづくりで会計士の観点から考慮すべき点というのは多いかと思えます。一般的にPFIに関して企業会計の方では会計制度面がおくれておりまして、その背景にはやはりまだどういう問題点が起きているのかというのが余りはっきりしていないから会計制度面でも制度化がちょっとおけているのかなと思えますので、本会を通じていろいろな問題点を検討することができたらと思っております。

山内部会長 ありがとうございます。私もこの推進委員会をずっとやらせていただいているんですけども、会計士の方のかかわりはもっとあっていいと思うんですね。今専門委員とかで入っていただいてあれですけども、例えばさっきあった具体的にどういう問題があって、何が会計的に問題なのかという情報発信とか、あるいは例えばバリュース・フォー・マネーをつくるときの会計的な視点で何か発言していただくとかということは非常に重要だと思っているんですね。その面でかなり期待をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

どうぞ。

F 委員 会計のことで言えば、非常に私なんか重要だと思っております。さらにもうちょっと個人的な全くの意見でございますが、このPFIへどういう意味を持っているということで幾つかあるんですが、そのうちの一つで、実は公会計に対する影響があるんだろうと、将来的にあると思っております。イギリスでは既にリソース・アカウントイングが導入されております。残念ながらJ 専門委員のところかどうかわかりませんが、数年前でございますがアドバイスがありまして公共に対する、あるいは地方に対する、公会計は従来どおり、つまり現金主義、年度別、それでいいという堂々と会計法人が、監査法人が

アドバイスしています。そうしては実は困るんですよ。つまりそこでも絶対ギャップがきますから、PFIの正当な評価というのはわからなくなるわけですね。だから、この会計士さん自身がちょっと革命的に意識改革をしていただかないと正直困るなというのが、私が個人的に考えております。

つまり、悪いかどうかは別にして、今後を考えますと必ず必要なわけですよ。さらにリスクなんていう概念が入ってきますと非常に曖昧なものをどうやって会計の中に取り込むかという非常に難しい問題も出てくるわけです。PFIというのはその先駆けになることだろうと思っています。そういう意味で公認会計士が本当に本腰入れて考えていただかないとなかなか立ち行かない。民間の企業にしましても、上場会社にしましても会計基準との関係で仮にPFIのリスクをどうやって反映させるのかと、しなくていいのかどうか、そういう判断も当然出てくるんだろうと思うんですね。そういう意味で非常に頑張りたいと思っています。お願いでございます。

A 専門委員 先ほどからのバリュウ・フォー・マネーの話が出ていますが、バリュウが何かというE 専門委員のご指摘もそうですし、いわゆるベスト・バリュウだとかいろんな考え方もあると思いますけれど、何か確定的に日本ではバリュウ・フォー・マネーが出ているようなイメージがありますね。ただし、多分これは日本のそういういろんな事業評価の中でモンテカルロシミュレーション等の技術的手法が使われていないからだと思います。英国でのバリュウ・フォー・マネーというのは当然期待値としての、確率的な期待値としての、従来型とPFI型における財政支出の差分という言い方もありますが、それよりもPFIで実施したときの方の財政支出のぶれが、いわゆる分散が小さくなるということをかかなり評価しています。ですから、公共支出が想定外なほど過大にあるような事態にならないように縛って、それこそ確率分布の幅を小さくするということに意味を見出しているというところがあります。ですから、考え方としては、場合によっては平均値は、期待値は逆に大きくなるかもわからないけれども、分散が小さい方をとるというような考え方もあり得るわけですね。その意味からもリスクというものを正確に捉えて議論する必要があります。バリュウ・フォー・マネーの中でも、ちょっと技術的な話になりますけれども、リスク分析というのはきわめて重要と考えております。

あと、すみません、ちょっとマイナーなことですが、先ほどD委員がタラソ福岡の件で、事業継続に関して福岡市と金融機関の話に触れられましたが、少し事実関係とは異なる解釈かと思われますので、その点だけ指摘させていただきたいと思います。

それから、E 専門委員の方でタラソとスポパークの話を明るくというふうに言われましたが、まさしくそういう視点で取り組むべきだと思います。現在、スポパークの方をB 専門委員と一緒にいろんな検討をしております。これは明るくというよりは建設的にこれを教訓として育てていって、これからのPFI事業にとってはプラスになるような教訓を学びとるという意味で考えております。また、タラソの方も同様に考えていました。

そういう意味でいけば、こういうことをいろんなところで検証していただきながら、先ほど言われたようにベストプラクティスも重要ですが、こういうところで何を学びとるのかということをやったりこの内閣府の方でも一つずつの発見し、先ほど言われているようにホームページに載せていくようなことを進めるのがいいと思います。改めてガイドライン等をつくるとなると、そこだけで何カ月もかかってしまうので、一つ、二つ、それこそ先ほどから言われているように個人の名前で出るということもあり得るでしょうし、いろんな形で情報発信をしていくことは重要ではないかと考えております。

E 専門委員 どうも今まででいくと日本の場合そういうことがあると埋めてしまう面がある。そうではなくて、どこが失敗したのかと徹底的に分析する。明るくというのはそういう意味です。それで、私はこのタラソとか仙台の事例で、それをむしろ教訓としてやるような分析をしていたので、そこはある面でいくといいくあいの一つの成果かなという感じはしますね。

山内部長 それで、リスクの話で私いつも気になっているんですけども、保険関係の方がもっとコミットしていただきたいなというふうに思っています。今でも、最初から今ずっとリスクの話というのが底層にあるんですが、その辺、K 専門委員、いかがですか。

K 専門委員 保険会社としてのリスクの取り方ということでいろいろ検討していかないといけないと思うんですけども、基本的には保険会社による、最終的な履行への保証、つまり建設履行と、あとは運営の方の履行の問題があると思うんですが、その辺のリスクの取り方というのはPFI自体が件数的にそれほどまだ保険会社から見ると少なく、大数の法則に載るのかどうかというようなものも含めて保険会社としてはなかなかリスクがとれていないんだらうなと。保険商品の方に携わっていないので直接的にはその辺の検討過程に携わっていないんですけども、その辺についてはやはり基本的には信用を審査するようなところにとどまっている様ですので、金融機関等がとれないリスクは保険会社もとれないということでどっちをどうとるのかというようなことになっちゃうと思うんです

ね。その辺、一本踏み込んでやらないといけない部分があるのかなというふうに思っています。

ただ、金融機関は先ほど組み込み方が遅いという話がありましたけれども、保険会社の方にも例えばこういうPFIが今度あるんでここをとれるかどうかという相談が来る時点というのは比較的どうも遅いのかなという気がしています。その時点でやろうとするとどうしても保守的な意見になりがちだという部分もございまして、全体の組み込み方を含めて考えないといけないなど。あとは特に運営の方ですね、運営の履行について長期の保証というリクエストがたびたびあるようなんですけれども、この辺についても、例えば一般の資産の流動化のときにサービシングに対してバックアップサービサーをつける、というようなことをいろいろ考えながら組み込んでいけば幾つか方法はあるかとは思いますが、そういったような余裕も特に期間的にも与えられていないようですので、その辺の組み込み方も含めて考えないといけないというふうに考えております。

山内部会長 さっきD委員が言っていたのは、保険自体のマーケットは存在しない、今は……、その辺これからの課題ですかね、それはどういうふうにするんだという。

D委員 保険についても、検討すべき点が残されています。BTO方式により実施されたPFI事業で事故が発生した場合に訴えられたのが地方自治体だとしてみましょう。契約でのリスクの振り分けはSPCになっています。通常、SPCに例えば責任賠償保険や損害賠償保険に入ることを義務付けています。しかし、仮にSPC側に重過失がある場合、保険会社は免責されることとなります。こうした問題もあるのでどのように保険を設計すべきなのは実務上頭の痛い問題なのです。

リスクについて議論するときこそここまで含めた検討をやっておかないといけない。BTOやパブリック・ファイナンスの方が計算上はバリュー・フォー・マネーが出やすいからと言われていますが、バリュー・フォー・マネーについてはそこまで検討すべき必要があります。さらに次の問題として、リスクの数値化できるかどうかという問題になるのだと思うので損害保険会社さんは、それぞれの事業に関するいろいろなリスクのPMLの数値はお持ちなわけでしょうから、こうした点でのお知恵を拝借して、リスクの数値化について、整理がつけられれば有難いと思っています。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。まだまだいろいろご意見あるかと思うんですけれどもちょっと時間が迫ってまいりまして、もう一つの議題はこれからの進め方というの

がございまして、さっきも既に意見が出ましたけれども、資料3に基づいてちょっとご説明いただけますか。

町田参事官 それでは、資料3にしたがいまして簡単にご説明をしたいと思います。よろしゅうございますか。

まず、検討の進め方について、基本的な考え方でございますけれども、先ほどもご指摘ございましたとおり今後の課題、多岐にわたるわけでございます。ただ、やはり優先順位をつけるべきだというご指摘もあったわけでございますが、ここに示している一つの案としては、当面法改正を踏まえた事項等早急に検討を行うべきものについて、優先的にまず検討するということにしたらいかがかということでございます。

そこで、そういった具体的な事項としては何があるかということでございますが、2. でございますけれども、1つは先ほど来非常に議論されていらっしゃるVFMの評価のあり方、これについては私ども委託調査の枠組みの中で一定の報告書を現在作成中でございます。こういったものをこういった場でもご報告をしてさらにご議論を深めていただいて、方向性をいろいろとお示しいただくということが一つあるのかなということでございます。

それから、もう一つは今度の法律の中で位置づけられました安全性の確保ということでございます。これは先ほど来仙台の事例もお話に出ておりますけれども、一方で現在安全性についてはいろいろと例えば偽装マンションの問題であるとか、国民的な世論も非常に高まっているところでございます。そういった意味でこういったことも優先性のある事項ではないかなということでございます。

それから、最後にもう一つでございますけれども、入札契約制度のあり方でございます。これはファイナンスの手法の多様化等々とも相まって、一つ大きな検討事項ではないかということは今日もご議論あったところかと存じます。

それから、その他の事項ということでございますが、これはいろいろとございますけれども、一つの例としてはファイナンス手法の多様化とか、モニタリングの充実とか、それから人材等の育成支援とか、それから先ほどE専門委員の方からご指摘がございました情報発信等の強化といったようなことがあるかと存じます。ほかにも多々あると存じますが、一例ということで挙げさせていただいております。

それから、検討のスケジュールでございますが、一応半年ということを一つのターゲットといたしまして4回程度、これはもし回数を増やすべきだということであればそういう

方向でまたやりますが、一応4回程度ということで、今回、それから3月、5月、6月ということで開催をいたしたらどうかということでございます。

それから、具体的な進め方でございますが、早急に優先的に検討すべき事項につきましては、いろいろとご議論いただいた点を踏まえまして、資料を事務局より提出をいたしましてご審議をしていただくということにしたらどうかということでございます。

それから、関係団体さんの方でいろいろと今回の法改正を踏まえて要望等を提出されるということがあった場合については、こういったものについて必要に応じて聴取をするということにしたらいかがかということでございます。

それから、ちょっと遅いというご指摘をいただきましたが、6月までに4回をやった上でという頭の整理でございますけれども、7月ぐらいを目途に推進委員会を開催させていただいて、そこまでの総合部会の検討内容についてご報告をしていただくと。特に緊急的に、優先的に検討すべきものということについては、可能な限り具体的な考え方、方向性を示していただくということにしたらどうかということでございます。

それから、検討の内容については、これは可能な限り具体化すべきと考えておりますので、予算の要求であるとか税制改正要望につなげてまいりたいと考えております。

それから、先ほどF委員の方から地方公共団体等のニーズのまず把握をすべきではないかというご指摘をいただきました。これは当然だと思しますので、こういったことも次回に向けて私どもの方で少し事務的にやってまいりたいと考えております。

それから、情報の積極的な発信が足りないのではないかというおしかりをE専門委員の方からいただきましたけれども、これもまことにご指摘のとおりでございます。確かにホームページ等かなり充実すべき点があるかと思えます。今法改正のセミナー等やっておりますけれども、ああいう場でなされたパネルディスカッションについては逐次ホームページに載せようと考えておりますし、また今回の総合部会のこういった議論もできるだけ早く取りまとめて、即時性のある形でホームページにアップしてまいりたいと思えます。

そのほか、いろいろとこういった形でやるべきではないかというご指摘もあろうかと思えますので、そういった点については個別にいろいろとお伺いをしてお知恵をいただいて、できる限りすぐ実践していきたいと思えます。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。先ほど既に随分議論があって、情報発信の機能を強化すると、あるいは即時性を強化すると、こういうことで今町田さんの方からもそう

いう方向で進めたいと、こういうご説明でございました。この点について何か、どうぞ。

B 専門委員 何が優先劣後なのか、何が重要かについて私は、この1のアイテムは必ずしも賛成しません。今日ご欠席の委員、専門委員の方もおられますので、ぜひとも今いる委員、専門委員も含めて全員から意見を聴取してください。その上で何が本当に重要なかというのを皆さんの意見を聞いた上で、それで最終的に決めていただくという方がいいと思います。ぜひともオープンな議論をしていただいて、欠席の委員、専門委員のご意見も聞いていただきたいと思います。

山内部会長 わかりました。今1とおっしゃったのは2.の ということですね。わかりました。それは欠席の委員の方も聞かれて何をやるかというようなことをまたちょっと事務局に取りまとめていただいて、それで部会でいうと次の部会のときにまたそういう議論をさせていただくと、こういうことですね。わかりました。それはそういうことでよろしゅうございますか。

そのほかにいかがでしょう。どうぞ。

F 委員 優先順位はほかのとの兼ね合いですからともかくとしまして、今の2の 法改正を踏まえたということで、法改正の中で公有財産の貸与といいますか、この範囲が広がっているわけですね。そこでちょっと私懸念しておりますことがありまして、PFI事業そのものについて必要な資産、主に土地が多いんですけれども、これは無償で貸与と、これはこれで法律でも認められていてよろしいんですが、附帯して行われている事業、収益事業と称されるようなものが出てくるわけですね。その範囲についての整理というのは実は私の記憶では今まで指摘されていないのではないかと。一般論としては当然民間収益事業としては時価で貸すということにはなっているんだろうと思いますけれどもその範囲をどうするか、その部分についてどうするかというのはそんなに難しい問題ではないんだろうと思いますが、一度整理をしておくべきテーマかなと思いますので、ちょっと加えていただく方がいいのかなと思います。

山内部会長 その点をご考慮いただいて、先ほどB専門委員がおっしゃっていたようにまたほかの委員の方のご意見も取り入れていただきたいと思います。そのほかにいかがでしょうか。

A 専門委員 ここにあるのは事前に事務局でご用意いただいた資料です。今日もいろんなご意見出たわけですから、それを踏まえてもう一度その内容を含めてドラフトしていただいて、関係者にお流しいただくという方がいいと私は思います。

山内部会長 わかりました。要するに、もうちょっと……

町田参事官 今B専門委員がおっしゃったとおり、ご欠席の皆さんのご意見も踏まえて、再度整理をし直してまいりたいと存じます。

E 専門委員 優先順位をつけて何やるかというのは話は次回に議論すると。それで、7月までに検討内容について報告するというのは、これはどういうイメージなんですか。要するに何を検討するかというのを7月までに決めるんですか。要するに、次回は何をやりましょうかといって、それから何を、7月までに何を……

町田参事官 事務局として考えておりましたのは、特に早急に検討を行うべきものについては、少なくとも具体的な方向性であるとか考え方を明確にお示しをいただく必要があるのかなというふうに考えておりました。何をするかということについては、次回もう一度ご議論していただくということで今日の議論は大体まとまったのかなと理解しておりますけれども。

山内部会長 一つはもう既にやってきた、例えば バリュース・フォー・マネーは、これは先生方にやっていただいて一つの今成果になりつつあるわけで、これをもう一回この部会等で議論して、それで場合によっては7月を待たずにいろいろな情報発信というようなこともあり得るかと思うんですよね。そのほかに事務局として考えて進めてきたことがありまして、そういうことも含めて7月までには一定程度の成果を出すということですね。プラス本当に何をすべきかと、緊急的にやるというのは、例えば決めて、それを集中してやるとか、そういうことでよろしいですか、というようなイメージを持っています。

それで、例えば次回については、ですからバリュース・フォー・マネーの算定評価のあり方というのは、これはやってきた報告書がそろそろでき上がりつつありますんで、それをまたここで報告をして、それで議論していただくと。あの委員会自体はまだ存続していますので、それで具体的にさらに詰めていくというようなところで、一定程度いっていただければ情報発信するというようなことになると思うんですよね。これが一つの例だと思いますけれども、そのほかにもそういった仕掛かり品というものもあってそれをまずやっていくと、緊急に、それと同時に何が本当に必要なのかということを確認した上で集中的にやると、こういう段取りと考えていますけれども、いかがですか。

E 専門委員 推進委員会のバリュースを高めるということですね。

山内部会長 ということだそうですね。わかりました。そういうことで進めさせていただこうと思います。

今申し上げたとおりでして、今回はですから今仕掛品的に完成しつつあるバリュー・フォー・マネーの算定評価のあり方について皆さんにご議論いただくということになるかと思えます。それを踏まえて、例えばそれが今のバリュー・フォー・マネーのガイドラインの解釈とか、そういう形になっていくかと思うんですけれども、それこそまさに今、E 専門委員おっしゃったように我々のバリューを高めることになるかというふうに思います。

最後に何か事務局からありますか。日程はそれでは、後でまた調整をいただくということとありがとうございました。

それでは、ちょっと時間を超過して恐縮でございますが、本日はこれにて閉会をさせていただきます。どうも熱心なご議論ありがとうございました。

- 了 -